

訪問看護ステーションふれあい 運営規程

(介 護 保 険)

医療法人社団 慈生会

訪問看護ステーションふれあい運営規程（介護保険）

（事業の目的）

第1条 医療法人社団慈生会が開設する訪問看護ステーションふれあい（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の職員（以下「看護師等」という。）が、要介護状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 訪問看護ステーションふれあい
2. 所在地 松山市松末二丁目19番36号

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 看護師 1名
管理者は、ステーションの職員の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
2. 看護師等
看護師 1名（常勤職員、管理者と兼務）
看護師 6名（常勤職員）
理学療法士 2名（常勤職員）
作業療法士 2名（常勤職員）
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。
3. 事務職員 1名（常勤職員）
必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日、国民の祝日、12月30日から1月3日まで、地方祭を除く。
2. 営業時間 平日8時30分から午後5時までとする。土曜日は8時30分から12時30分までとする。
ただし、電話等により24時間常時連絡対応が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

1. 病状の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 食事及び排泄等日常生活の世話
4. 床ずれの予防・処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア
7. 認知症患者の看護
8. 療養生活や介護方法の指導
9. カテーテル等の管理
10. その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。

(※厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。)

- 2 ステーションは、その他の利用料は重要事項に定める利用料を徴収することができる。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は松山市（旧北条市、島嶼部を除く）、とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じる。

- (1) 事業所は利用者が成年後見人制度を利用できるよう支援を行う。
- (2) 当該事業所従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (4) 事業所は次の通り虐待防止責任者を定める。 管理者 古川 千恵子

第11条 ハラスメントの防止について

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

第12条 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

③事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

④事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。

⑤従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

第13条 業務継続に向けた取り組みについて

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（相談・苦情対応）

第14条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第15条 ステーションは、サービスの提供に伴って、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(その他運営についての留意事項)

第16条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後一ヶ月以内

(2) 継続研修 年6回

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団慈生会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

平成19年12月 1日改正

平成22年11月 1日改定(管理者、職員数変更)

平成23年11月 1日改定(職員数変更)

平成24年11月 1日改定(職員数変更)

平成25年12月 1日改定(職員数変更)

平成27年 1月16日改定(職員数変更)

平成27年 4月 1日改定(職員数変更)

平成27年10月 1日改定(職員数変更)

平成28年 3月15日改定(職員数変更)

平成28年 5月 2日改定(職員数変更)

平成28年 8月 1日改定(職員数変更)

平成28年 9月15日改定(職員数変更)

平成29年 1月 1日改定(職員数変更)

平成29年 2月16日改定(職員数変更)

平成29年 4月16日改定(職員数変更)

平成29年 6月 1日改定(職員数変更)

平成29年 7月 1日改定(職員数変更)

平成29年 7月31日改定(職員数変更)

平成29年12月 1日改定(職員数変更)

平成29年12月15日改定(職員数変更)

平成30年 2月 1日改定(規程内容変更)

平成30年 4月 1日改定(職員数変更)

令和 元年 9月 1日改定(職員数変更)

令和 3年 8月16日改定(職員数変更)

令和 5年 4月 1日改定(職員数変更)

令和 5 年 1 1 月 1 5 日改定（規定内容追加）
令和 6 年 7 月 1 6 日改定（職員数変更）
令和 7 年 1 月 3 1 日改定（職員数変更）
令和 7 年 7 月 10 日改定（職員数変更）
令和 7 年 7 月 15 日改定（規定内容変更）